

## ■ガーデンツーリズム登録制度の概要

### 1 制度名称

庭園間交流連携促進計画登録制度 ⇒[通称] ガーデンツーリズム登録制度

### 2 登録申請主体

複数の庭園や公園、植物園の管理者や地方公共団体等により組織される協議会

### 3 登録対象

庭園間交流連携促進計画 ⇒[通称] ガーデンツーリズム計画

地域固有のテーマに基づき、複数の庭園が連携して実施する取組を定めた計画

### 4 登録までの流れ

- ・登録基準については制度要綱（別紙2）をご覧ください  
※制度要綱は国土交通省HP（<http://www.mlit.go.jp/toshi/park/>）でも公開します。
- ・登録の申請は、所定の様式（別紙3）により計画を作成し、提出して下さい。
- ・申請のあった計画は、有識者審査会（第1回：5月24日(金)、第2回9月）を経て、都市局長が登録します。
- ・登録申請は随時受け付けます。4月11日(木)から5月13日(月)まで受付分を、第1回審査会で審議します。

### 5 登録計画の公表

- ・第1回の登録は、国土交通省HP（<http://www.mlit.go.jp/toshi/park/>）及び登録証交付式（5月30日(木)予定）にて発表します。

### 6 問い合わせ先と提出先

登録制度や計画作成に関する質問、問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

電話番号：03-5253-8420(直通)

登録申請の提出先

登録申請は、以下の各地方整備局等を経由し、国土交通省都市局公園緑地・景観課まで提出（紙及びデータ(CD-R等)）してください。

地方整備局等名	担当部署			電話番号
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課	公園係	011-738-0234
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課	公園係	022-225-2016
関東地方整備局	建政部	都市整備課	公園係	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課	公園係	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課	公園係	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課	公園・古都係	06-6942-1080
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課	公園係	082-511-6194
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課	公園係	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課	公園係	092-707-0187
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課	都市整備係	098-866-1910